

# 明治期「村の鎮守」の植生と地域社会

——東京都多摩地域の地域史料をてがかりに——

畔上直樹

はじめに

あちこちに身近にみかける地域に密着した神社、いわゆる「村の鎮守」は、周辺とは異なる緑地空間である「鎮守の森」として、関東や関西などでは「照葉樹」(広くいえば常緑広葉樹)を中心とする鬱蒼とした森林になっていることが多い。<sup>(1)</sup> 本稿はその明治時代の姿がいかなるものであったのかについて、東京の西南部、かつて多摩丘陵の典型的農村地帯であった東京都多摩市(旧南多摩郡多摩村)の二つの「村の鎮守」を例にとり、地域の文献史料から当時の「鎮守の森」を復元、基礎的な検討を試みようとするものである。

このような課題設定をしたとき、近年の研究にてがかりをもとめるなら、二つの対照的な議論と、いくつかのアプローチの仕方が、そこにあるように思われる。

現在、学問的のみならず社会的にも影響力をもって通念化しているのは、関東や関西の低標高地で人為的干渉がなければ成立・維持再生産されるはずの安定した植生(極相)が照葉樹林であり、「鎮守の森」はその失われた土地「本来」の「固有」な環境(潜在自然植生)の貴重ながかりとなる「郷土林」として評価、保存すべきであるとする、一九七〇年代以来の植物社会学といった自然科学の議論をベースにした見方であろう。<sup>(2)</sup>

このような議論は、照葉樹林の小さな森である「鎮守の森」のいかにも「遺存」的な姿に、関東や関西を広く覆っていたであろう太古の森の面影を重ねあわせることに力点をおくため、超歴史的で始原帰的な発想に展開しやすいうた「鎮守の森」に禁足地とそれをめぐる土着的な聖地の禁忌システムとその基層的維持といった、独特の文化な

り文明なりの「変わらない固有のもの」を「発見」するという、ナショナルな本質主義的議論へと展開していく傾向を顕著にしている。<sup>(3)</sup>

また、これを近年注目の集まる「里山」環境論との関連でみれば、「植生遷移介入積極型」ともいふべき人間―環境関係を志向する「里山」にあつて、対極的な「植生遷移介入消極型」の人間―環境関係が維持される場としてその基本的性格を把握しようとする、「里山聖地」論ともいふべきものとみなすこともできるだろう。

本稿は、こうした見解に含まれる自然科学上の知見と、それを人間―環境関係のレベルで捉えていこうとする議論の展開それ自体にまなぶものであるが、本稿の課題設定からすると、この種の議論には一つの不満がある。それは、現在に至るまでの「鎮守の森」の姿、古植生復元の歴史具体的な解明という手続きをとることへの関心がすっぱりぬけおちているようにみえることである。

この点で、「鎮守の森」の古植生の復元作業をすすめてきたのは、農学の小椋純一が主導してきた「植生景観史」の諸研究である。これまた多様な専門分野の研究者が担っているが、このところ、前近代の絵図や名所図会、近代の地形図や古写真、航空写真といった画像系資料を活用して古植生を復元、それを現在と比較するという作業を軸に、

近世・近現代を中心にその成果が相次いで発表されており、関西や関東の「鎮守の森」の姿には大きな歴史的变化が比較的最近に生じていたことが指摘されている。<sup>(6)</sup>

より具体的にいえば、現在多く見られる照葉樹林の「鎮守の森」のなかには、最近までマツやスギの「鎮守の森」であったものが多く、それらは植林を含め、植生遷移への恒常的な人為的干渉を必要とする性格の森林であり、その管理状態の変化により植生遷移が進行することで「照葉樹林化」していく歴史過程をともなっていた可能性が指摘されている。つまり、「里山」同様の「植生遷移介入積極型」をむしろ最近まで基本的性格とする「里山聖地」として「鎮守の森」を描き出しつつあるといえる。

植生景観史からの「鎮守の森」論は、以上にみたように社叢学とは対極のイメージをたたきだしているわけだが、それが歴史具体的な検討作業を通して主張されている点が、ここでは重要である。本稿は植生景観史の立場からあきらかになつた諸点について、以下に述べるような、歴史学（文献史学）の立場から検証する。

まず、植生景観史の議論は、「伝統」もしくは「古代万葉」的、あるいは「自然」的にみえる景観が、特に近代国家のもとで意図的に構築されていった面が強いことを指摘してきた歴史学（など）の研究群と関連をもっている。「鎮

守の森」景観にふれたものとしては、高木博志の先駆的な議論をはじめ、建築史の中嶋節子、青井哲人による議論が代表的なものである。ここでは、「鎮守の森」植生景観の歴史の変動における、土地や森林、神社をとりまく近代化政策や都市計画のなかでの位置づけといった政策的契機のもつ重要性が指摘されている。本稿では、明治初年の上地政策、特に「引き裂き上知」や、明治前半期の「御料地」形成との関連を、地域史料の具体的分析から考えることになろう。

個別の神社に関しては、社木に関する文献史料が歴史的に多く残されていることに注目した検討例が従来からあり、そのなかに「鎮守の森」植生景観の歴史の変動との関係で注目すべきものが存在する。多摩市近辺の例としては、東京都府中市の大國魂神社（六所宮、戦前官幣小社）の森の変化について同社文書を用いた分析が一定の蓄積を持つていることが注目される<sup>(8)</sup>。特に遠藤吉次は、スギ（とケヤキ）による同社の森における近世から明治前期にかけての維持と変化の具体相をきわめて詳細にあとづけ、事例に即した文献の丁寧な分析ならでは、大変興味深い指摘を提示することに成功している。本稿でも、事例分析における文献史学の方法の重要性を確認してみたい。

ところで、以上にみた諸研究における個別事例の検討は

—調査上・史料上のネットワークが大きな原因と思われるが、いずれも比較的大規模な「鎮守の森」に実質的に集中し、もっと日常的な「里山」の「村の鎮守」レベルにおける、具体的な「鎮守の森」の過去の姿とその人間—環境関係についての検討には、目立った成果が見られないように思われる。しかし、より断片的ではあっても、「村の鎮守」の社木にかんする史料をよくみかけることは、地域史料をみていれば経験的に理解されるところであろう。これまでのべたような研究成果の観点と方法、知見をてがかりとするなら、「村の鎮守」レベルでも具体的な議論がそれなりに可能であることを、ごく基礎的な作業段階のものではあるが、本稿で示したいと思う。

## I マツの「鎮守の森」と「引き裂き上知」

### —明治初年の十二神社

まず、現在、照葉樹が目立つ緑地となっている「村の鎮守」をとりあげて、明治初年、今から一三〇年ほど前の森の姿について地域に残された文献史料から検討しよう。

多摩市の丘陵部、日野市との境を接するところに、和田地区の産土神（の一つ）十二神社がある。現在、同社は照葉樹カシでコナラ属アカガシ亜属の一種、シラカシ *Quercus myrsinaefolia* が目立つ森であり、一九八〇年時の植生

調査でも、「エノキ、シラカシ、アカシデ等の大木が目立ち、生態的にもすぐれている。多摩市域における神社林としては最も貴重」と評価されている。<sup>(9)</sup>このうち、エノキとアカシデは落葉広葉樹である。

このような「鎮守の森」は通常、次のような前提で理解されてきたとおもわれる。

第一に、同社の位置する関東地方内陸部(低標高域)の潜在自然植生を代表する種はシラカシであり、その森は地域の「原点的な樹林であり、郷土の森的な意義」をもつ。<sup>(10)</sup>第二に、照葉樹林帯北方領域にあたる関東・関西低標高域では、「本来」シイ属やカシの照葉樹林が発達するはずだが、そうした植生が人間活動などで破壊されると、景観的にも対照的な落葉広葉樹林(そしてマツ)の二次林が広く成立する。「里山」の森林が雑木林で代表される状況がこれにもとづき生まれる。

このような点を念頭におくと、十二神社の現在の姿には、同社近辺をひろく覆っていた太古の森の名残、その子孫たちが、周囲を開発されながらもきわめて貧弱な形ではあるが現代に伝わっている、そのような森を維持する文化的なものが地域社会の深層に脈脈とうけつがれているなど、「固有の変わらないなにか」が想起されることになりやすいと思われる。

では、過去の十二神社は本当のところどうだったのか。以下、最も具体的かつ詳細に同社の立木が判明する、一八七六年(明治九)九月三日の八大区六小区和田村(当時は独立した行政単位)「十二社宅地井上知立木取調帳」の検討から考えてみたい。<sup>(12)</sup>

【表1】【表2】は、この史料から作成したものである。同史料は十二神社の立木一本一本について樹種、位置(中心)現今境内/周辺、旧境内(この区別の意味は後述)、樹高、幹周径を記録しているが、これを植生把握で重視される「相観」の基準である樹高により、五間以上、三間以上五間未満、三間未満の三階層で集計したものである。樹高一〇メートル程度と五メートル程度を目安とした、植物社会学でいえば「高木第一層」―「高木第二層」―「低木層」である。【表1】は三階層でそれぞれ集計したもの。【表2】は相観で特に重要視される高木第一層の立木について、史料から抜き出したものである。

この二つの表から一三〇年前の十二神社の森を浮かび上げさせてみよう。

まず、照葉樹カシはめだたない。この史料によれば一八七六年当時、森の高木第二層<低木層>クラスに少数があるだけ、ということになる。また、この史料では「カシ」と「雑木」で広葉樹はすべてカウントされていることになり、

【表1】十二神社境内の立木構成（1876年）

樹高階層 (間)	立木数(本)			マツ			スギ			雑			カシ		
	現	旧	立木の内訳	現	旧	現	旧	現	旧	現	旧	現	旧		
5～	31	18	13	21	10	11	10	8	2	0	0	0	0	0	
3～	55	17	38	3	1	2	23	7	16	24	9	15	5	0	
3未満	60	14	46	0	0	0	8	0	8	50	14	36	2	0	
合計	146	49	97	24	11	13	41	15	26	74	23	51	7	0	

(出典)

第八大区六小区和田村「明治九年第九月三日 十二社宅地并上知立木取調帳」

(国文学研究資料館所蔵武蔵国多摩郡和田村石坂家文書 32V / 391 - 2)

(備考)

「現」…「現今境内」／「旧」…「旧境内」

「雑」…史料中「カシ」の付記のない「雑木」／「カシ」…「カシ」付記の「雑木」

したがって照葉樹もすべてそこに数え上げられているはずだが、高木第1層を示した【表2】に広葉樹はまったく登場しない。したがって、当時の十二神社の森には自然的もしくは極相的な様相がまったくみとめられない、ということになる。

これと反対に圧倒的な存在感を示すのが、針葉樹のマツとスギである。【表1】にあきらかなように、高木第1層クラスを占めるのはこの二者であり、【表2】をみると樹高二〇メートル級、周径(目通)五メートル級を含む大木が、中心部、周辺部にわたって林立する。

このうち、特に中心周辺部にわたり大きな木を林立させて一体の景観をつくりだしている主力は、マツである。【表2】をみると、マツは中心部から周辺部にかけて上層に分布、特に最上層部分はほぼマツで占められている。これに対して、スギは、上層ではあるが最上層部ではない。【表1】で見ると、むしろ高木第2層以下に広がりがあり、高層に分布の重心のあるマツとは対照的である。また、高木第1層のよく成長したスギは中心部に集中し、周辺部にかけてより若いスギが分布している【表1】【表2】。

「雑木」(そのうちの「カシ」と付記されないもの)は、ここではマツ、スギ、カシ以外の木、かつ有用材ではないもの、ということになる。また明るい環境を生育条件とするマツ

【表2】十二神社 樹高5間以上立木（1876年）

樹種	位置	樹高（間）	周径（尺）	備考
マツ	現今境内	11	7	
マツ	現今境内	10	8.5	
マツ	現今境内	10	7.5	
マツ	現今境内	9	8	
マツ	旧境内	9	6	
マツ	旧境内	8	8	「枯木」
マツ	旧境内	8	8	
マツ	現今境内	8	6.5	
マツ	旧境内	8	6.5	
マツ	現今境内	8	5	
マツ	旧境内	7	8	
スギ	旧境内	7	7.5	
マツ	旧境内	7	6.5	
マツ	現今境内	7	6	
マツ	現今境内	7	5	「枯木」
スギ	現今境内	7	5	
マツ	現今境内	7	4.5	
マツ	旧境内	7	4.5	
スギ	現今境内	7	4	
スギ	現今境内	6	7	
スギ	現今境内	6	5.5	
マツ	旧境内	6	5	
マツ	旧境内	6	5	
スギ	現今境内	5	7	
マツ	旧境内	5	6.5	
スギ	旧境内	5	6.5	
スギ	現今境内	5	6	
マツ	旧境内	5	6	
スギ	現今境内	5	5.5	
マツ	現今境内	5	5	「枯木」
スギ	現今境内	5	4	

（出典）表1に同。

（備考）樹高順・周径順に樹高5間以上の立木を抽出

(後述)の森が維持されていることもあわせて考えるなら、これは落葉広葉樹を主体とするものと考えざるほかはない。この「雑木」は、中心部周辺部の高木第2層以下に多く見られるが、特に高さ5メートル前後以下の低木層に分布の重心があることに注目したい。

以上のことからわかるように、明治初年の十二神社はマツの森であり、現在とは異なっている。では、この「異質性」はどのような性格のものなのか。次に、これまでの関連研究の成果を参照しながら考えてみよう。

まず、マツ(アカマツ)は「先駆者植物」を代表する樹種である。やせて乾燥した土地にまっさきに入り込むことができるため、何らかのきっかけで形成された裸地的な貧栄養環境に森林を形成しうる。他方、生育には非常に強い日照が必要な「陽樹」であり、植生遷移で森林化が進行、林内が暗くなると退場していく競争力の弱い樹種でもある。したがって、本来、森林化の圧力が強い日本列島では、マツが大規模な森林としてあちこちに安定して維持されることは「自然の掟」としては考えにくい。だが、実際にはマツは景観の主要要素として人々の自然観を大きく規定してきた。人間の自然への恒常的で積極的なはたらきかけによる土地の荒廃、貧栄養化などと、マツの多目的な有用性と生育条件における要求水準の低さからの積極的植林などに

より、マツの森が広範に出現、維持されたためである。だから、つい最近まで「植生遷移介入積極型」環境だった「里山」にマツはきわめて多かった。<sup>(13)</sup>

つまり、マツ大木が林立する「鎮守の森」は、自然植生ではもちろんない。積極的かつ恒常的な人為的管理が行なわれる里山的な「植生遷移介入積極型」人間—環境関係が—聖域として区別されながらも—そこに維持されてきたと考える以外に説明がつかない。

次にスギであるが、これまた自然のまま残され世代更新されているということはきわめて考えにくく、植栽による人工林と考えるべきものである。次世代は苗を植えるしかない。人為的管理が恒常的に行なわれて成立維持されるもの<sup>(14)</sup>と考える必要がある。

落葉広葉樹林も、自然林破壊後の二次林として成立すると考えられるが、さらに樹高5メートル程度それ以下で維持されている部分<sup>(15)</sup>が大きいことは、単に木が若いというより、「里山」の薪炭林として萌芽更新で繰り返し利用されていたことが示唆される。

このように、明治初年の十二神社の森の構成要素は、極相的な「植生遷移介入消極型」の人間—環境関係によって維持されるタイプであることを示さない。それは落葉広葉樹林の状況にみられるような周囲の「里山」との連続性を

高くもちつつ、なおかつ周囲と区別されるなかで「植生遷移介入積極型」として維持されている聖地といえる。

これが近代以前の十二神社の姿なのかどうかはまだ検証が不足しているが、しかし、一八三六年（天保七）の「中和田村絵図」に描かれた十二神社の森は、マツの森か照葉樹カシの森かのどちらか、というなら（幹の屈曲した表現なども含め）前者の可能性が高い。つまり、照葉樹が目立つ現在の十二神社の森は、太古の森の名残などではないばかりか、人間—環境関係のあり方も含む「歴史的变化」の産物として、比較的最近に二次遷移の結果成立したという見通しがえられる<sup>(16)</sup>。

さて、以上のような検討結果は、植生景観史の成果に整合的なものといえる。では、現在のような姿になっていった理由はなんだろうか。「燃料革命」などで一般的に説明することはできようが、この事例に即した説明はいまのところできない。ただし、冒頭に述べたような歴史学的な研究は、社寺に関係する国家政策という直接的に把握可能な契機の大さを示している。であるならば、ここでてがかりとした地域史料が、明治初年の土地政策、特に「引き裂き上知」にかかわるものであったことの意味を、植生景観の変化を考える前提作業として、まず確認しておかなければならないだろう<sup>(17)</sup>。

社寺をめぐる土地政策は、社寺領を当初問題とし、社寺境内にかかわるものではなかった。しかしその後、一八七五年（明治八）の地租改正事務局達「社寺境内外区画取調規則」で、「祭典法要ニ必需ノ場所」を「新境内」とし、「其、余悉皆上知（傍点筆者—以下引用中（「内は筆者注記）」とする、「引き裂き上知」とよばれてきた措置がとられ、問題が「村の鎮守」を含む社寺境内におよんでくる。そして、このことが地域社会との関係できわめて重視すべき事態であることを、この事例における翌一八七六年時点での「鎮守の森」分析結果は示しているのである。

「十二社宅地井上知立木取調帳」が、和田村によって行政的に作成された社寺土地に関する史料であることはあきらかだが、そこに記載された現今境内と旧境内の区別は、境内を中心部に限定して周辺部を官有地化する際の「引き裂き上知」に直接関わっていることをしめしている。このことを先ほどの立木分析からみるなら、分割不可能なマツの森の植生環境のまっただなかに国家的分割線が引かれ、周辺部が官有地化された過程であったことを示しているのである。それは区別されるものが区別されたというより、まさしく「引き裂かれた」という表現が相応しい。さらに、土地で官有地化された部分には、Ⅱでみるように原則禁伐主義がとられていく。それは十二神社のような「植生遷移

介入積極型」のタイプの鎮守の森にとって、いわば国家的な「禁足地」化、本稿の観点で言えば、「植生遷移介入消極型」という全く異質の人間—環境関係が周辺部に設定された点で、地域社会にとって破壊的な性格を持っていたものといわなければならない。十二神社の鎮守の森における「照葉樹林化」、極相化の進行について具体的なところは先にも述べたように不明なのであるが、その変化を考える一つの目安としての意味をもちうる地域社会のミクロなレベルにまで及んだ衝撃を、「引き裂き上知」に想定する必要がでてくるだろう。

## II スギの「鎮守の森」周辺部の国家的「禁足地」化と社家・氏子——明治時代の小野神社

次にとりあげるのは、一ノ宮地区の産土神・小野神社である。一級河川多摩川沿いの平坦な氾濫原地帯にある。戦前は郷社の社格をもち、多摩村を代表する「村の鎮守」であり、近隣にも広い信仰圏をもっていた。近代以前から続く伝統社家が大正時代まで存在しており、近代中心に良質の關係文書が旧社家の太田家に伝来していることが知られる。<sup>(18)</sup>

現在の小野神社境内は、鬱蒼とした「鎮守の森」というよりは、明るい公園的な空間である。これは一九二六年の

一ノ宮大火が大きな要因である。それ以前は立木が生い茂る「鎮守の森」がみられた。その過去の姿が文献史料で比較的詳細に具体的に判明するのは、明治末年の段階のそれである。十二神社同様、小野神社境内も「引き裂き上知」による中心／周辺の分割線が引かれているが、このうち中心部（新境内）九一七番については、社寺明細帳に一九〇〇年八月当時の立木が比較的詳細記載されている。周辺部（九一八番地／九二〇番）については、境内中心部九一七番に接して三方をとりかこんで周辺部のほとんどを占める九一八番について、互いにほぼ補充関係にある、二つの詳細な一九一二年段階の立木史料が存在する。中心部のデータと時期的な開きはあるが、それでも明治末期の小野神社の立木を、総体としてかつ具体的に把握することがこれで可能となる。中心／周辺で目通（周径）を基準にそれぞれ集計、表化したのが【表3】【表4】である。

ここから明治末年の小野神社の森について、いくつかの注目をあげてみよう。

まず、境内中心部と周辺部の立木構成の基本的類似性について。中心周辺ともに圧倒的存在感をしめしているのはスギである。周径から推察して相観を決める最上層を構成し、かつ、より小さな立木においても圧倒的に多い。中心部【表3】では、若木が多く含まれるであろう目通一尺未

【表 3】 小野神社境内（917 番地）の目通別立木構成（1900 年 8 月）

目通 (尺)	立木数 (本)	(内訳)							
		スギ	カシ	ケヤキ	雑木	モミ	サクラ	マツ	カヤ
10 以上	3	2	0	0	0	0	0	1	0
5 ～	48	47	0	0	0	1	0	0	0
1 ～	105	58	18	11	10	5	2	0	1
計	156	107	18	11	10	6	2	1	1

(出典) 南多摩郡多摩村役場「社寺明細帳」(多摩市役所蔵)

【表 4】 小野神社 918 番地の目通別立木構成（1912 年）

目通	スギ	カシ	ナラ他 雑木	モミ	ケヤキ	ヒノキ	サワラ
10 尺以上 10.5 尺未満	53						
5 ～ 5.5 ～		4					
1 ～	3.5 ～	93	92	5	10	3	2
	3 ～			26			
	2 ～						
1 尺未満	168		65	22			
計	314	96	65	53	10	3	2

(出典)

黒枠内…小野神社社司太田正寿・氏子総代 3 名→南多摩郡長金田吉郎

「境外地雑木伐採許可願」(控、1912.2.19 太田家文書 658 - 63 - a)

それ以外…小野神社社司太田正寿・氏子総代 4 名→南多摩郡長金田吉郎

「境外地山林立木取調書」(1912.8.16 太田家文書 658 - 67)

(備考)

黒枠内は伐採されることになる立木

満の立木の状況について不明なもの、周辺部【表4】では、そうした若木と思われるスギが目立ち、ことのほか本数が多し。いずれにしても、明治末年の小野神社は、スギの森として、中心／周辺部で一体性の高い景観を基本的にはもっていることがわかる。ほかの樹種組成をみても、きわめて大雑把にみれば共通したものと見え、中心／周辺と基本的には一体の環境が形成されてきたと判断してよいかと思われる。

ただし、こうした基本的一体性を確認した上で、中心／周辺の状況には違いとして考えるべき点も存在する。特に注目したいのは、照葉樹カシ（コナラ属アカガシ亜属の木々と思われる）と「雑木」である。「雑木」は、周辺部の立木史料中に「ナラ其他雑木」と表記されるので、コナラといったコナラ属コナラ亜属の木々を中心とした落葉広葉樹と想定できるだろう。両者はともに中心／周辺部と、第二階層以下を構成しているが、目通一尺以上の規模でみると、低木層に大体対応するかと思われる目通五尺未満のカシが、周辺部で同クラスのスギとほぼ同等の密集度をしめし、その一部はよく成長して第二階層に達している点が、中心部にはみられない状況となっている【表4】。また、落葉広葉樹（雑木）については、中心部での目通一尺未満の立木データが不明ではあるが、周辺部で一尺前後のきわめて

若い樹が、一尺未満のスギ若木に次ぐ存在感を以て、林下に多数生えており【表4】、やはり中心部とは異なる状況として把握しておくべきかと思われる。

ほかにも検討すべきことはあるが（モミなど）、さしあたり、このような注目点から、次のようなことが想定される。まず、中心／周辺に共通している面であるが、明治末年の小野神社では、新境内九一七番と、その周辺部九一八番が一体となってスギの森を作り上げており、それは恒常的な管理と計画的な栽植によって、それも相当程度以前から維持経営されてきた「植生遷移介入積極型」の森であると考えられる。Iに見たように、このように密集したスギの自然林はきわめて考えにくく、スギの若木がきわめて多く見られるのも、定期的にスギ苗の栽植がおこなわれてきたと考えるのが一番自然であろう。実際、近世や明治初年の小野神社を描いた絵図には、あきらかにスギと思われる樹形の木が多く書き込まれており、他方、周辺部の若木的なスギの多さは、ごく最近もスギ苗植え込みがおこなわれたことをうかがわせるものである。

次に、こうした一体化したスギによる「植生遷移介入積極型」の森において、中心／周辺と相違がみられるのは、ごく近い時期、何らかの理由で周辺部での人為的な干渉圧力が低下する状況の発生をうかがわせるものである。周辺

部のカシと「ナラ其他雑木」【表4】は、後述するように立木史料中「自然生ノモノ」と説明されている。若木のスギの多さも考慮して考えれば、ごく最近に周辺部でスギ等立木の（部分）伐採があり、跡地にスギ苗栽植がおこなわれたが、何らかの理由で十分管理されず跡地の植生遷移が進行していった可能性がある。暗い林内でも芽生えて成長しうる照葉樹カシが、さらにぐんぐん成長する一方、二次林を構成するコナラ等落葉広葉樹がほとんど芽生え、生い茂っていく状況である。

しかしながら、こうした解釈は一般論的に導き出されるものであつて、諸想定の妥当性を当事例の歴史的事実との整合性において一つ一つ確かめたものではないことには注意が必要である。「鎮守の森」の歴史的变化をめぐる議論は、大局的にはまだその水準にあると思われるが、議論をさらに深化させ、より説得力のあるものにする一つの方向性とは、まさにこの点の作業をすすめることにあるのではないだろうか。また、この点にこそ、地域史料による文献史的な分析の果たす固有の役割もあるように思われる。そこで以下、想定 の妥当性をこの事例についての史料で確かめながら、小野神社の鎮守の森をめぐる明治期に展開した具体的な歴史過程を時系列で追ってみることにしたい。まず、明治末年に「境内」とされていた範囲（九一七番）

は、境内の中心部分にすぎず、かつてはその周辺部（九一八〜九二〇番）もふくめて一体の境内空間であつたことの確認からはじめよう。九一八番から九二〇番に当たる土地は、<sup>(20)</sup> 社家・地元において一九〇〇年の段階で、「古来ヨリ該神社ノ境内地」と主張され、それは一七九〇年（寛政二）の絵図などをみても明らかである。<sup>(21)</sup> また、幕末の「慶応元年中（一八六五年）本社瑞垣及ヒ拜殿再建」で、「該地（九一八〜九二〇番）ノ樹木ヲ用材トシテ」用いたとされ、「其後明治二年中氏子ニ於テ樹木増殖シタル木」が、一九〇〇年段階で「今ニ存在」していたという。<sup>(22)</sup> こうした記述は、先ほどの明治末年の立木構成復元からひきだされた解釈と、きわめて整合的な内容となつていることは明らかである。氏子たちは中心周辺と一体化していたスギを中心とする小野神社の森を計画的に経営していた（伐採と栽植）。さまざまに成長段階のスギがみられるのは当然なのである。また、そのなかで周辺部での遠くない時期の伐採地環境形成という想定と若木の多さの関連性の問題とは、幕末から明治初年にかけての拜殿等再建にかかわるものと基本的に考えて良いだろう。中心部と周辺部の同質性の高さは、このような両者を一体とするスギの森の維持経営を、氏子たちがずっと担ってきたことにかかわっていると考えられ

さて、周辺部九一八〜九二〇番は、「境内区域御改正ノ  
当時、上地ニ相成、後ニ御料地ニ編入セラレタル次第第二御  
座候」という運命をその後たどることになる。<sup>(24)</sup>引用史料前  
半部分は、すでにみた「引き裂き上知」である。これよつ  
て小野神社のスギの森のまっただなかに国家的な分割線が  
設定され、周辺は官有地化される。さらにそれは、史料後

半に見るように、御料地（皇室財産）として編入されてい  
く。明治政府は立憲制の確立の前提としての皇室制度強化  
をはかるなか、一八八五年に宮内省内に皇室財産管理部局  
としての御料局を設置、一八八九年〜九〇年にかけて各地  
の官有地を一括して大規模に皇室財産に編入した。一ノ宮  
地区など多摩村他南多摩郡の各町村は、当時神奈川県に属  
していたが、同県でも一八八九年一〇月一二日付で、所在  
官有地二万五二七六町歩が皇室財産化された。当然、一括編  
入なので、小野神社の九一八番〜九二〇番のような、地域  
のあちこちにあるきわめて断片的な社寺境内上地分もこう  
して「御料地」となったと考えられる。<sup>(25)</sup>小野神社境内の  
「引き裂き」はここに強化・固定化された。

このような社寺境内地の上地による官有地化（↓皇室財  
産化）は、Iでも指摘したように「植生遷移介入積極型」  
の鎮守の森にとって、ことさらに大きな影響が出たはずで  
ある。社寺上地林は原則禁伐の風致林となるが、それは森

林法（一八九七年）による保安林編入の際も継続された。<sup>(26)</sup>  
小野神社の森の周辺部分九一八〜九二〇番も、風致林―保  
安林であった。<sup>(27)</sup>人為的な干渉圧力を著しく弱めるような国  
家的「禁足地」が、小野神社の「鎮守の森」の周辺に設定  
されたのである。

この経緯が明治末年、立木構成復元からみちびきだされ  
た解釈ときわめて整合的であることも明らかだろう。森の  
周辺部は幕末に（部分）伐採がおこなわれ、その明るい裸  
地的環境に氏子によって一八六九年（明治二）にスギ苗が  
栽植されていたが、まもなく、「引き裂き上知」で国家的  
に「禁足地」が設定され、自由に管理することが出来なく  
なったと考えられる。詳細な部分はさらに検討が必要にせ  
よ、スギ苗の成長を圧倒するようにカシヤや「ナラ其他雑  
木」がおいしげる植生遷移がそこに進行し、照葉樹林化の  
端緒がみえはじめていた。一九一二年当時の周辺部の状況  
【表4】とは、国家的に「禁足地」化され約四〇年弱ほど  
たったスギ「鎮守の森」周辺部の「変わり果てた」姿だっ  
たのである。

ただし、「引き裂き上知」以後の国家的「禁足地」化が、  
「植生遷移介入積極型」を維持してきたタイプの「鎮守の  
森」の現在に至る「照葉樹林化」に直結する、という話で  
はもろろんないし、国家政策として「禁足地」化が貫かれ

るわけでもない。それは「引き裂き上知」後の小野神社地元の動向と、その帰結としての再度の「鎮守の森」景観の劇的変化によくあらわれている。

自らが一八六九年に植え付けたスギ稚樹のある場所に日々刻々と植生遷移が進行し、「変わり果てていく」様子を何十年もそばでみつづけていた同社氏子たちは、一九〇〇年になって、社家とともに一つの行動に出る。「御料地」となっている九一八〜九二〇番の下げ渡しを宮内省に願ひ出たのである。さらに地元側はこの願出をいったん撤回し、改めて「相当代価」による払下げを求め願書を提出（一九〇一年三月五日）、三五六円六〇銭での払下げが一九〇五年五月二三日に御料局長より許可される。三〇年弱の時間を経て「鎮守の森」周辺部は地元に戻ってきた。<sup>(28)</sup>

当時、御料局は「御料地」経営に本格的に乗り出す一方、一括編入で問題となっていた経営不適当地の整理を本格化させていた。社寺土地にかかわる宮内省告示第七号「御料地及立木竹下付規程」（一九〇〇年五月二四日）、同一号「社寺土地御料林野特売規程」（一九〇〇年十一月五日）と、それぞれ申請期限付の布告がたてつけにだされていく。<sup>(29)</sup>小野神社側はこれに敏感に対応し、下付願を前者の規程で、払い下げを後者の規程で願ひ出たのである。前者は認定条件が厳しく、確実な後者を選んだと考えられるが、その金

銭負担は決して軽いものではなかったことも容易に推測されよう。<sup>(30)</sup>

このような過程は、政府の「禁足地」化が必ずしも一貫した理念に裏づけられていたわけではないことを暗示すると同時に、小野神社地元が、「鎮守の森」の一体性回復に持続的かつ強くこだわっていたことをよく示すものである。「奪還」の機会をうかがい、金銭負担を覚悟で是が非でも確実に自分たちの手もとに戻そうとする社会の側の「執念」といえ、これ自体はむしろ社叢学の民俗的な基層社会イメージに親和性があるといえよう。ただ異なるのは、その取り戻そうとする「鎮守の森」の性格が、「植生遷移介入積極型」という植生景観史が近年注目するタイプのものだったことにある。地元の「執念」とは、端的に言えば「禁足地」を解除することなのである。従って、この「鎮守の森」の一体性回復をねがう「住民運動」の帰結は、必然的に「鎮守の森」植生の再度の劇的変化としてしめくくられることになる。

一九〇九年一〇月、地元側は府知事に対し、九一八番の保安林解除を申請し、農商務省は一九一一年十一月二〇日、解除を告示する。それからまもなく、地元側は南多摩郡長に「境外地雑木伐採許可願」を提出、先般「保安林解除相成」った九一八番立木のうち、「杉、槻（テヤキ）、樅、松、

榊ヲ除クノ外雜木一切」について、「該雜木ノ義ハ自然生ノモノ、樹種粗悪ニ付、伐採ノ上、槻苗植付林相改良」したい、と許可をもとめた（一九二二年二月一九日）。つまり伐採対象木とは、「禁足地」化によって植生遷移の進行と極相化のなかで「自然生」としてスズミ苗栽植地に生い茂った木（カシヤ「ナラ其他雜木」）だったのである（表4）黒梓内）。この「照葉樹林化」の阻止ともいべき「拔伐」は許可され（九月二〇日）、立木売却の精算が二十一日にはおこなわれている<sup>(32)</sup>。

### おわりに

以上みてきたように、断片的な地域史料からであるが、諸先学の研究成果を参照しながら検討を加えるのであれば、身近な「村の鎮守」レベルでも、おもしろいほかに過去の自然環境や人間—環境関係の一端を読み取りうるものが示されたものと考ええる。また、文献史学の分析が、「鎮守の森」の歴史的变化、特に「照葉樹林化」という議論を、より説得的なものにするうえで貢献しうる可能性をもっていることも、多少なりとも示せたのではないだろうか。

もちろん、本稿で具体的に成しえたのは基礎的作業にすぎず、「鎮守の森」の歴史的变化についてのこれまでの研究成果を「村の鎮守」レベルで具体的に確認したにとどま

るといふ面が強いことも率直に認めなくてはならないが、最後に本稿で重視した「引き裂き上知」との関連で今後さしあたり深めてみたい点を提示しておきたい。

Ⅱでみた明治最末年の小野神社旧境内地伐採許可申請で、郡長は「風致上、関係上再考ヲ要スル」と、いったん願書を「下戻」し、まっただをにかけている。その際、社司太田正寿は、「当社ノ義ハ杉樹境内外共鬱蒼ト致シ居リ候ニ付、<sup>(後半)</sup>「境外地」雜木等ヲ伐採致シ候テモ、風致上ニ於テハ毫モ支障無之候<sup>(33)</sup>」ときっぱり言い放っている。Ⅱでもみたように、ここで問題となっている伐採は、「引き裂き上知」とそのもとでの「照葉樹林化」が、地域社会でいわば「否定」されていく過程にかかわっている。その際、地元の持続的運動を心性においてささえた重要な要素として、ここに表出してくるような「植生遷移介入積極型」の森に「鬱蒼」とした風致を結びつけることを当然とする社会的通念が強固に存在していたことがあったように思われる。だがこのような社会的通念はこのまさしく明治最末期を最後にして、大正期以降大きく変化するようにも思われる。そのとき、「引き裂き上知」が地域社会の津々浦々の深部に刻印していった「村の鎮守」レベルでの境内「禁足地」化の経緯は、新しい展開を見せるのではないだろうか。今後史料を集めながら考えてみたいと思う<sup>(34)</sup>。

- (1) 例えば宮脇昭他「神奈川県における社寺林の植物社会学的調査・研究」(神奈川県教育委員会、一九七九年)。  
 同前書、宮脇昭編著『日本植生誌 関東』(至文堂、一九八六年)、緑地研究会編『森林』1(社寺林の研究1、土井林学振興会、一九七四年)他。
- (2) 上田正昭・上田篤編『鎮守の森は甦る―社叢学事始』(思文閣出版、二〇〇一年)、上田正昭編『探求「鎮守の森」』(平凡社、二〇〇四年)。
- (3) 近年の照葉樹林帯論については、磯谷達宏「日本の植生帯に関する近年の研究―人文科学の関連領域としての展望」(『国士館大学文学部人文学会紀要』四〇、二〇〇八年)。
- (4) 小椋純一「植生からよむ日本人のくらし」(雄山閣、一九九六年)など。「植生景観」概念については、磯谷達宏「植生景観の概念と人里における植生景観研究の意義」(『国士館大学文学部人文学会紀要』三六、二〇〇三年)が整理している。
- (5) 増淵和夫他「絵図による植生景観復元の試み―生田緑地の場合」(『川崎市青少年科学館紀要』五、一九九四年)、原田洋「マツ」(原田・磯谷達宏「現代日本生物誌6 マツとシイ」岩波書店、二〇〇〇年)、小椋純一「神社と杜―植生景観史の視点から」(国立歴史民俗博物館編・発行「第五四回歴史博フォーラム 日本の神々と祭り―神社とは何か?」二〇〇六年)藤本頼生氏の「指示による」、鳴海邦臣・小林茂「近世以降の神社林の景観変化」
- (6) (『歴史地理学』四八一―(二二七)、二〇〇六年)、小椋「古写真と絵図類の考察からみた鎮守の杜の歴史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四八、二〇〇八年)他。  
 高木博志「近代神苑試論」(『歴史評論』五七三、一九八八年)、同「近代天皇制と古都」岩波書店、二〇〇六年に改編収録)、中嶋節子「明治初期から中期にかけての京都の森林管理と景観保全」(『日本建築学会計画系論文集』四八一、一九九六年)、同「近代京都における「神苑」の創出」(同前四九三、一九九七年)、青井哲人「植民地神社と帝國日本」吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (7) 遠藤吉次「府中六所宮の社木」(『府中市郷土の森紀要』四、一九九一年)、大内規行・中村克哉「大國魂神社社叢の研究」(府中市教育委員会、一九九三年、原本一九七四年)他。
- (8) 曾根伸典・畔上能力・宮下太郎(社)「日本公園緑地協会「多摩市の植生」(多摩市、一九八二年)一三八頁。  
 前掲「日本植生誌 関東」一二七、一三七)九頁等、引用は前掲「多摩市の植生」一四頁。
- (9) 磯谷前掲論文「日本の植生帯に関する近年の研究」。  
 国文学研究資料館所蔵武蔵国多摩郡和田村石坂家文書三二V/三九―二。
- (10) 原田前掲「マツ、磯谷達宏「シイ」(前掲「マツとシイ」所収)。多摩市域に即したものととして富田昇「多摩の里山景観の変遷―とくにアカマツの衰退に着目して」(パルテノン多摩編・発行「特別展 多摩の里山―「原風景」イメージを読み解く」二〇〇六年)。
- (11) 中川重年「スギ」(稲村達也・中川「現代日本生物誌7
- (12) (13) (14)

イネとスギ』岩波書店、二〇〇一年。

(15) 富田前掲論文。

(16) 前掲『特別展 多摩の里山』三三頁。なお、一万分の一地形図「高幡」(都市計画東京委員会、一九四〇年四月測図)にみる十二神社には、針葉樹の植生記号が描かれており、この時点ですら、まだマツ(トスギ)の森であったことを考えさせられる。

(17) 中嶋の諸論考、『明治以降宗教制度百年史』(文化庁文化部宗務課、一九七〇年)、阪本是丸「近代の神社神道と経済問題」(同『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年)、河村忠伸「土地事業における境内外区別」(阪本是丸編『国家神道再考』弘文堂、二〇〇六年)、青井前掲書他。

(18) パルテノン多摩編・発行『特別展武蔵国一ノ宮 多摩市一ノ宮小野神社の変遷』二〇〇五年、財団法人多摩市文化振興財団編・発行『パルテノン多摩資料叢書第3集 太田伊三郎家文書―多摩市一ノ宮小野神社旧神主家の文書群』、二〇〇七年など参照。以下、同家文書については「太田家文書」と略記、史料引用に際しては適宜註点を補い、新字体とし、注記を施した。

(19) 同前『特別展武蔵国一ノ宮』。  
(20) 「御料地及立木下付願」一九〇〇年九月一日、社司太田朝之輔・氏子総代3名↓宮内大臣田中光顕、太田家文書一八。

(21) 「一ノ宮大明神絵図」太田家文書七三三(前掲『太田伊三郎家文書』二七頁)。  
(22) 前掲「御料地立木及下付願」太田家文書一八。

(23) 同様の状況は、スギ「鎮守の森」を大規模に維持してきた府中の六所宮(大國魂神社)の近世「明治前期の分析」に、さらに具体的に見出されている(前掲遠藤論文)。

(24) 前掲「御料地立木及下付願」太田家文書一八。  
(25) 『帝室林野局五十年史』(帝室林野局、一九三九年)二八三―二八五頁。

(26) 中嶋前掲論文「明治初期から中期にかけての京都の森林管理と景観保全」など。  
(27) 「立木伐採届」一九〇六年三月、社司太田朝之輔・氏子総代3名、太田家文書四三、「保安林解除申請書」一九〇九年一〇月、社司太田朝之輔・氏子総代3名↓東京府知事阿部浩、太田家文書四九。

(28) 以上、前掲「御料地及立木下付願」(太田家一八)、「御料地民有引戻申請却下願」一九〇一年三月五日、社司太田朝之輔・氏子総代3名↓御料局長岩村通俊、太田家文書二五、「御料地払下願」一九〇一年三月五日、社司太田朝之輔他3名、太田家文書二六、太田家文書四二―②(御料地及立木払下許可に付達、一九〇五年五月二三日、御料局長渡邊千秋↓社司太田朝之輔・氏子総代3名他。前掲『帝室林野局五十年史』第五章「御料地の整理」)。

(29) 同前書六〇〇―六〇一頁。  
(30) 「立木伐採願二付具申」一九〇六年一〇月二九日、社司太田朝之輔・氏子総代3名↓南多摩郡長金田吉郎、太田家文書四五。

(31) 以上、前掲「保安林解除申請書」太田家文書四九、「境外地雑木伐採許可願」一九一二年二月一九日、社司太田正寿他氏子総代3名↓南多摩郡長金田吉郎、太田家文書

六五八―㉓―a、太田家文書六五八―㉔(立木抜伐聞届に付達)南多摩郡長金田吉郎↓社司太田正寿、「境外地立木売却収支精算書」社司太田正寿・氏子総代4名↓多摩村長富沢政賢、太田家文書六五八―㉕。落葉広葉樹ケヤキ苗の植付に帰結していることの意味は、今後の課題としたい。

(33) 社司太田正寿「副申書」下書カ、一九二二年四月十日、

太田家文書六五八―㉖。

(34) これについては別稿を準備している。

(付記) 太田家文書の利用を許可してくださった太田茂様をはじめ、本稿を作成するうえで佐藤一伯、大丸真美、富田昇、橋場万里子、福田千鶴、藤田大誠、藤本頼生、増渕和夫、松本久史の各氏にさまざまな面でご厚情を賜った。心より感謝申し上げます。

(首都大学東京／東京都立大学助教)